

指 示

平成 24 年 7 月 31 日

富岡町長 殿  
大熊町長 殿  
双葉町長 殿  
浪江町長 殿  
写) 福島県知事 殿

平成 23 年（2011 年）福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町における、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域であって、東経 141 度 5 分 20 秒（陸域から約 5 キロメートル）から東側の避難指示区域及び警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上